

議 長 日程第1「議案第5号松田町行政手続条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会3日目、よろしくお願いを申し上げます。議案第5号松田町行政手続条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成28年3月1日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。行政不服審査法等の施行に伴い所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いをいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは説明を申し上げます。松田町行政手続条例等のということでございますが、6本の条例について、その改正理由になるものが一つでありますので一括して提案させていただくものでございます。行政処分に関し、国民が行政庁に対し不服を申し立てる制度、これの公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに行政不服審査法というものが抜本的な見直しがされました。平成26年6月に改正された行政不服審査法関連3法、行政不服審査法、行政不服審査法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律及び行政手続法の一部を改正する法律の3本でございます。これらの法律、来る4月1日から施行するということになっておりますので、それに合わせて本町においても体制を整備する必要があるとしまして、ここで提案させていただいております。その改正される条例ですが、6つの条例、それぞれ第1条から6条までの中で、まず第1条が松田町行政手続条例、2条が情報公開条例、3条が個人情報保護条例、4条が職員の給与に関する条例、5条が町税条例、6条が町固定資産評価審査委員会条例、これらについて改正するものでございます。

それでは参考資料、新旧対照表により説明させていただきたいと思っております。まず第1条関係でございますが、町の行政手続条例ですが、不服申立制度の字句の部分だと思います。これは異議申立てという表現を、審査請求、異議申立てという言い方、表現がされていましてものを審査請求という言葉の中に一元化整理するという部分でございます。それに伴う字句の整理が主なものでござ

います。

次のページをお願いいたします。松田町情報公開条例の一部を改正する、第2条の関係でございますが、これも同様に、目次第3章、第17条、18条、19条については今申し上げましたように字句の整理というか、審査請求という言葉で一元化する規定の整理でございます。さらに、第15条で審理員制度を新たに導入するというのと、それに伴う適用除外規定の新設ということでございます。この審理員制度を導入ということが、例えばですね、福祉のほうで何か施策の中でそういう異議申し出等が出た場合に、審査請求した場合に役場の中で、例えば総務課長なり私なりが審査機関として審査すると。当事者じゃない者がやると。なおかつそれでさらに異議申し出等出た場合には第三者機関を出すというような手順になって、それだけ法律として行政不服の仕方、あるいはそういった部分の拡充、そういったものが図られるということの部分でございます。16条のところは旧、現行の15条の条ずれと、そういった審査会というものの規定が整備されているものでございます。

次のページをお願いいたします。5ページのほうですが、ここにありますように意見の陳述等並びに提出資料の閲覧ということは、今申し上げた審理員制度の中でそういったものを意見書として整理する、あるいは請求することができる、あるいはそれを示すといった手順がここに記載されているものでございます。新たに審理員制度が新設されたものに伴う条項がつけ加えられている部分でございます。

次のページをお願いいたします。第3条関係、個人情報保護条例の一部改正でございますが、これも同様に審査請求という言葉の字句の訂正整理、それと審理員制度導入に係る部分での適用除外、これは個人情報保護条例につきましては既に審査会というものが設置されておりますので、そういったものから除外するというところでございます。あとは先ほど申しましたのと同じような条件のものがつけ加えられたということで御承知願えればと思います。

10ページ、11ページのほうお聞きください。第4条関係ですね。松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、これも引用規定の改正ということでございます。

続きまして11ページ下段ですが、町税条例、これについても字句の修正、訂正ということで、整理ということで御承知賜ればと思います。

次のページ、12ページ、13ページをお願いいたします。第6条関係ということで、町固定資産評価審査委員会の条例の一部改正でございます。これについても、第4条は字句の整理でございます。あわせて引用規定の改正ということで審査の申し出に係る処分の内容云々でございますが、さらにこれについては審査委員会という規定でございますので、先ほどの審理員制度というのは除外規定になっているかと思えます。さらには審査会においての手續等が新たに書き加えられた中で、不服の申し立てというのがやりやすく、しやすくなったとか、その辺のあれが新たに新設された部分であるというふうに御承知いただければと思います。

本文7ページにお戻りください。附則でございます。施行期日、この条例は行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日、平成28年4月1日から施行する。経過措置として、行政庁の処分その他の行為または不作為についての不服申し立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為またはこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例によるということになります。

以上で説明を終わります。御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第5号松田町行

政手続条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。